

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

居宅介護支援センターサンビラかわなかじま

1、感染症の予防及びまん延防止のための基本的考え方

当事業所においては、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が利用し、感染が拡がりやすい状況にあるので、利用者・家族及び職員の安全を確保するための措置を講じ、体制を整備する。

2、感染症の予防及びまん延防止のための組織

感染症発症及びまん延防止等に取り組むにあたり以下の体制を取る。

(1)「保健委員会の設置」(法人内で合同にて設置)

①設置の目的

事業所内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する。

②保健委員会の構成委員

居宅介護支援センターの管理者及び介護支援専門員の他、法人内の他事業所職員も併せて構成する。

③保健委員会の開催

2か月に1回以上開催。また、感染症が流行している時期は必要に応じ適宜開催する。

④保健委員会の役割

ア) 事業所内感染対策の立案

イ) 感染症発生時の対応の検討

ウ) 情報の収集、整理、職員への周知

エ) マニュアル等の作成

オ) 感染対策に関する研修及び訓練の実施

3、平時の対策

感染症防止マニュアルに沿って標準予防策の実施を行い、感染症の予防及びまん延の防止に努める。

4、発生時の対応

(1) 当事業所内で感染症が発生した場合は、発生状況の把握、医療機関や保健所への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努める。保健委員会はその内容及び対応について全職員に周知する。

(2) 速やかに行政機関に報告をする。

- (3) 感染拡大の防止について、行政機関や保健所からの指示に従い、協議する。
- (4) サービス事業所や関係機関と情報共有や連携をして、まん延しないように努めるとともに、外部へ情報発信する場合や事業所として公表する場合には、個人情報の取り扱いに十分配慮する。

5、閲覧

本指針は、利用者・家族や関係機関により希望があった場合には、すぐに閲覧できるようにしておくとともに、ホームページ上へ公表する。

附則

本指針は、令和6年12月1日より施行する。